

〔史料〕

ドイツ中世商人の日記の邦訳（6）

「ルーカス・レームの日記」（1494 1541年）

山本 健*

Translation of a Medieval German Merchant's Diary (6)

— *Tagebuch des LUKAS REM aus den Jahren, 1494-1541* —

Takeshi YAMAMOTO

邦訳 ルーカス・レームの日記（1494 1541年）

アウクスブルク市の商業史への寄稿（1861年）、B・グライフ編

— 日記の目次（1～110ページ） —

| | |
|---|---------|
| 編者の序言 | S. ~ XX |
| 第1章 私の両親の出生と結婚式そして〔それ以外の〕若干の情報 〔ルーカス・レーム3世の家系図の紹介〕 | 1～4ページ |
| 以上、第10号（2002年11月）掲載 | |
| 第2章 私の誕生、人生そして頻繁な長期にわたる旅行（商旅） | |

*やまもと・たけし：敬愛大学国際学部助教授 ドイツ中世史

Associate Professor of German Medieval History, Faculty of International Studies,
Keiai University.

第1節 ルーカス・レームの誕生と子供時代：1481 ~ 1494年

第2節 ルーカスの青春期（商業見習いの時代）：1494 ~ 1499年

第3節 ヴェルザー商会の社員時代：1499 ~ 1517年

(A) リヨン支店時期 1499 ~ 1503年

(B) ポルトガル滞在期間 1503 ~ 1508年

(C) 再契約後の煩多な1年間 1509年

以上、第12号（2003年11月）掲載

(D) アウクスブルク本店への帰路の旅 1510年

(E) アントウェルペン支店時期 1511 ~ 1517年

(F) 退職をめぐるヴェルザー商会との揉め事 1517 ~ 1518年

第4節 ルーカス・レーム商会の最高経営者時代：1518 ~ 1541年

(A) ルーカスとアンナ・エカインとの結婚 1518年

(B) 新会社レーム商会の設立と営業活動 1518 ~ 1540年

第5節 ルーカスの晩年期（大病と湯治療養）：1521 ~ 1540年

(A) 1521年〔40歳〕の大病とカルプでの湯治療養

(B) 1524 ~ 25年〔43 ~ 44歳〕の大病

(C) 1529 ~ 30年〔48歳〕の大病

(D) 1535年〔54歳〕の大病

(E) 1540年〔58歳〕の大病

以上、第13号（2004年6月）掲載

第3章 財産覚書き

30 ~ 42 ページ

第1節 母親からの譲渡財産総額

第2節 ヴェルザー商会時代の決算書から見た収益率

(A) リヨン支店時代 1498 ~ 1511年

(B) アントウェルペン支店時代 1511 ~ 1517年

第3節 ルーカス・レーム商会時代

(A) 新ルーカス・レーム商会の設立経緯

(B) レーム商会に対するルーカス・レーム個人の投資額と利益率、

そして資産額の増加

以上、第14号(2004年12月)掲載

第4章 私の婚約と結婚、支出、贈与物 43～51ページ

第1節 婚約と結婚の1518年

第2節 結婚衣装費用

(A)新郎の結婚衣装費用

(B)新婦の装身具と結婚衣装費用

第3節 結婚式での引き出物とその送り先

(A)新郎側からの引き出物とその送り先

(B)新婦側からの引き出物とその送り先

第4節 結婚式および披露宴での飲食費と領主からの高価な祝儀(鹿)

(A)飲食費

(B)私への高価な祝儀(鹿)とその贈り主

第5節 結婚式に関する見積もり諸経費

第6節 私が受け取った結婚財産と妻の相続財産

(A)M・エカインから供与された財産額

(B)エカイン家の財産分割と妻の取り分

第7節 祝儀覚書き

第5章 親族たちの結婚式などで贈った祝儀とその贈り先

52～55ページ

以上、第15号(2005年7月)掲載

第6章 若干の終身年金、不動産、相続財産そして購入財産

56～63ページ

第1節 終身年金(ライブゲディング)

(A)フォン・ディンハイム夫婦への終身年金支払い義務

(B)その他の終身年金支払い義務

第2節 ギルク・レームの息子の土地財産をめぐる相続問題

第3節 私が相続ないし購入した3農場の経済状態

第4節 キッシンゲン村での土地取得過程と同農場の経済状態

(A) キッシンゲン村での土地取得過程

(B) キッシンゲン村の農場の経済状態

第5節 その他の購入財産について

第7章 私の5人の私生児、その一部 64～65ページ

第8章 私の嫡出児の誕生 66～70ページ

以上、本号

以下、次号掲載予定、章タイトルは暫定訳

第9章 私の商会の社員たち 71～72

第10章 私の納税 73～76

注記 77～110

(注記) 訳文の〔 〕内の日本語は、理解を容易にするために訳者が補充したものであり、()内は原語である。
各章内の小見出し(節)も、同様な趣旨から訳者が書き加えたものである。
(注)は重要な内容のもののみを原注から選び、通し番号を付けた。また、原注にはないが、必要と思われる関連文献も(注)に記載した。

第6章 若干の終身年金(ライブゲディング)、不動産、 相続財産そして購入財産

†イエス・マリア†

[S.56]

第1節 終身年金〔ライブゲディング〕(Leipgedinge)¹⁾

(A) フォン・ディンハイム夫婦への終身年金支払い義務

A

1525年〔44歳²⁾〕

アルゲン家(von Argen)出身で、私の従姉妹(bes)³⁾である夫人(Frau)バーバラ・フォン・ディンハイム(Barbara von Dinheim)⁴⁾は、同年の1月に私の商会で金貨100グルデンを、また4月にも100グルデンを私に譲与した。また3月には200グルデンを、さらに水盤と水差しなど

〔銀製の〕容器をケーニツヒ・フランツ (Konig Frantz) に売却して得た 200 グルデンをも〔私に譲与した〕。すなわち、〔私が彼女から得た金銭は〕金貨で総額 600 グルデンに達した。〔彼女は〕これ以外にも多くの品々を私に贈与した。また私は彼女に〔同様の物を〕与えた。〔もちろん〕私も彼女に返礼をした。ただし、この 600 グルデンをめぐるは、彼女と協議し、次のような取り決めで合意した。それは、すなわち、同年の 7 月 15 日に私自身が〔その合意内容を〕手書きし、しかも私の印章をも付けて彼女に渡した合意文書によると、まず私が彼女に終身年金として金貨 60 グルデンを、〔万一の場合には〕私の財産〔動産 (hab) と不動産 (gut) さらには私の世襲財産 (erben)〕を提供する義務を負う。さらに〔その 60 グルデンに関して〕彼女が存命する限り、私は彼女に毎年〔2 回の分割で、すなわち〕11 月 1 日に 30 グルデンを、さらに 5 月 1 日にも 30 グルデンを支払う義務を負う、というものであった。

[S.57]

C

1532 年〔50 歳〕⁵⁾

同年の 3 月にヴァイガント・フォン・ディンハイム (Weigond von Dinheim) が私〔の商会〕に 500 グルデンの資金を提供してきた。その直後に私は彼に 100 グルデンを返したので、差し引き、金貨で 400 グルデンが私の手元に残った。この金銭は彼が私〔の商会〕に現金で持ち込んだものであった。これに対して、私と私の相続人たちは、彼が存命する限り、〔毎年、終身年金 配当金 として〕彼に聖ミカエル祭〔9 月 29 日〕と 3 月 21 日以降の復活祭にそれぞれ 20 グルデンを提供する義務を負った。この取り決めは、彼が私から受け取った印章つきの証書に基づき、さらに私の債務帳簿 (Schuldbuch) の第 50 項目 (Rubrik) にも明記されていた。

D

1532 年〔50 歳〕⁶⁾

同年、数回にわたり、夫人バーバラ・フォン・ディンハイムが私〔の商会〕に金貨 1,000 グルデンを現金で持ち込んだ。そしてこの金銭を私の子供たちに自由意志で遺贈した。ただし、以下のような留保条件がついていた。それは、すなわち、私と私の相続人たちは彼女に、彼女が存命する限り、毎年いつでも 3 月 15 日に終身年金として 50 グルデンを支払う義務を負う、というものであった。また彼女の死後は、上記の 1,000 グルデンは、私の子供たち、つまり私が私の妻アンナ・エカインとの間に儲けた子供たちの財産になるべきものである、というものであった。この件については、彼女は終身年金契約書 (ein Leibgedinge Brief) を取り交わしたし、さらに私の債務帳簿の第 51 項目にも明記されていた。

(B) その他の終身年金支払い義務

[S.56]

B

1525 年〔44 歳〕⁷⁾

同年〔私の弟〕ハンスの息子ルーカス・レーム (Lucas Rem) 私の子は、私たち兄弟 (長兄のアンドレス、私そして弟ハンス) に土地財産を 60 グルデン〔の終身年金を付与するという条件〕で売却した。私たち 3 人はそれぞれ 3 分の 1 ずつ出しあった。その見返りに、私は取り分として金貨で 200 グルデンを受け取った。

[S.57]

私は、私たち 3 人が彼に合計で 60 グルデンを与えるという、1525 年 5 月 27 日に取り交わした印章の付いた〔正式な終身年金〕証書に従い、彼が存命する限り、毎年、しかも常に 5 月 1 日に金貨で 20 グルデンを支払う義務を負うことになった。

1527 年〔46 歳〕

次に同年、私たちの弟のハンスが死亡した。その後、私たち兄弟〔長兄のアンドレスと私〕は〔アウクスブルク市から南東 10km に位置する〕キッシンゲン (Kissingen)⁸⁾ 村にある彼のすべての借地〔レーン〕

(Lechguter)⁹⁾を相続した。そして1527年10月に残された遺族たちと話し合いを持ち、そして次のように取り決めた。すなわち、残された未亡人とその子供たちに、ハンスの上記の持ち分〔レーン遺産〕を私たちに差し出し、また彼の相続財産を放棄するならば、その見返りに〔終身年金を〕提供するというものであった。つまり、私は毎年、上記の遺児ルーカス・ハンス・レーム(Lucas Hans Rem)に、上記の20グルデンの他に、さらに10グルデンを終身年金として支払う義務を負い、また長兄のアンドレスも同額を支払う義務を負う、と取り決めた。

第2節 ギルク・レームの息子の土地財産をめぐる相続問題

E

1522年〔41歳〕¹⁰⁾

同年の11月20日に、〔私の弟〕ギルク(Gilg)の息子ルーカス・レームは、神の恩恵により天寿を全うした。

彼は7カ所の農場(Hof)、1カ所の小屋地(Sölden)¹¹⁾、関税収入(Zoll)そしてアウクスブルク市内にある菜園(Garten) これらはずべて借地〔レーン〕(Lehen)である を放棄した。この財産に関して、私の長兄アンドレス、私、ハンス、そしてギルク博士、さらにハンスの息子たち〔マティーウスとルーカス・ハンス・レーム〕が正当な相続人である。

[S.58]

しかし、当初はアムプロシウス・ヘーヒシュテッター(Ambrosius Höchstetter)¹²⁾とその兄弟から、この件の最近親相続人として、明らかに大胆な要求が私たちに突きつけられ、侵害〔事犯〕が発生した。しかも不法な方法で、市参事会(Rat)に訴えた 〔しかも、市参事会員たちや他の博士〔知識人〕たち、さらには有力参審員たちなどによっても支持されるあり様であった〕 しかし、市長ウルリッヒ・レーリンガー(Burgermaeister Uo. Relinger)¹³⁾、老アイテルハウス・ランゲンマンテル(Eyterl Langenmantel alt)、クリストフ・ヘアヴァルト(Christoff Herwart)¹⁴⁾、バルトルメ・ヴェルザー(Bartolme Welser)など〔の巻き返し〕による市

参事会の特別な計らいから、次のように調停された。すなわち、私たち
レーム家はヘーヒシュテッター家に対して、上記の菜園だけを、その地
代〔収入〕と共に引き渡すこと、さらに私たちが受け取ってもいなければ、
はたまた要求すらしていない動産のすべてをも放棄することであつた。
しかしながら、この調停をめぐることは、市参事会は断固として私た
ちに反対の立場であつたので、1524年2月2日に〔作成された〕印章の
ついた〔正式な〕証書に基づいて、諸々の事柄が上記の調停仲裁官たち
(Dadingshern)¹⁵⁾によって解決された。この件で、私たちは無駄な支出
(Uncost)を強いられ、上記の菜園の3年分の地代収入を失った勘定にな
る¹⁶⁾。しかし、私たちは常にその菜園の所有者であつたし、またこれか
らも所有者 (possess) である。

1525年〔44歳〕

司祭であつた私の弟ギルクが借地〔レーン〕受け入れ資格者であつた
のか、という点で疑問が生じた。彼との何回にも及ぶ話し合いと説得を
重ねた末に、1525年1月12日に、弟ギルクは私たちに彼の5つの持ち分
を、自らの良心に従って、自発的に放棄した。

その後、私たち兄弟〔長兄のアンドレス、私そしてハンス〕は上記の
ルーカス・ハンス・レームから彼の持ち分を700グルデンで購入し、**【ま
た、その後しばらくしてから、今度は上記のマティーウスからも彼の持
ち分を金貨713グルデンで購入した。】**¹⁷⁾ この件は1525年5月31日
に取り交わした印章のついた〔正式な〕証書に基づいて処理された。
私は3分の1の持ち分を取得したため、彼らへの支払いは2倍の金額に達
し、その総額は471グルデンであつた。

その後、私たち3兄弟は獲得した土地財産を、その収入に従って、異
論なく、3分割した。その土地の地代 (Gilt) は次のように評価され
た。

第1群：キッシンゲン (Kissingen) 村 (アウクスブルク市から南東10kmに位置)
農場 (Hof) 1カ所、小屋地 (Sölden) 5カ所、10分の1税収

入 1カ所、漁場 (Fischerei) 1カ所

第1群の毎年の地代収入総計 51 $\frac{1}{6}$ グルデン

第2群: ビーベル (Biber) 村 (位置不明)

農場 2カ所、小屋地 7カ所 29 $\frac{2}{3}$ グルデン

ラグナ (Lagna) 村 (位置不明)

農場 1カ所 14 $\frac{2}{6}$ グルデン

エプファハ (Epfach)¹⁸⁾での古い関税収入 3 $\frac{1}{4}$ グルデン

第2群の毎年の地代収入総計 47 $\frac{1}{4}$ グルデン

第3群: フールラッハ (Hurlach) 村 (アウクスブルク市から南24kmに位置)

農場 1カ所 13 $\frac{1}{2}$ グルデン

ヴェリンゲン (Weringen) 村 (南西14kmに位置)

農場 1カ所 23グルデン

オットマールスハウゼン (Ottmarshausen) 村 (南14kmに位置)

農場 1カ所 11 $\frac{5}{6}$ グルデン

第3群の毎年の地代収入総計 48 $\frac{1}{3}$ グルデン

1525年10月21日に、私たちは3通の証書を作成した。その1通を私の息子で、当時まだ3歳であったルーカス4世に授けた。私たちの各人に〔上記した3分割の財産のうちから〕各1群が与えられ、私には第3群の財産が割り当てられた。神が幸運をお授け下された。

私の弟ハンスには〔第1群の〕キッシンゲン村が割り当てられたが、この村を彼は私に14 $\frac{1}{6}$ グルデンで〔もちろん、条件をつけてではあるが〕売却した。

[S.59]

第3節 私が相続ないし購入した3農場の経済状態

(1) ヴェリンゲン (Weringen) 村の農場 (Hof)¹⁹⁾

当地で私の農場を耕作しているのは、マティス・ガイル (Matheis Geir) であり、毎年、次のような地代を支払っていた。

- ・ライ麦 (Rock) 6 シェフェル (Schaff)²⁰⁾
- ・燕麦 (Haber) 9 "
- ・小麦 (Kern) 6 "

すべて、領主の柁で〔の計量〕(alles Hern mas)

- ・秋期の鶏 (herbsthoner) 8羽
- ・卵 (eyer) 200個
- ・家禽の油脂 (Vogelol) 1メツツ (Metze)²¹⁾

私にはおおよそ23グルデンの地代が入る。

この借地〔レーン〕は、その3分の2がアウクスブルク司教に、残り3分の1が上記教会の世襲財務官 (Erbkammer) としてのホーヘンエック司教 (von Hocheneck) に所属する。

1526年〔45歳〕

同年2月17日に、私はアウクスブルク司教クリストフ [(Christoph von Stadion): 在職期間 1517 - 1543年]²²⁾の借地〔レーン〕を、〔下記の〕オットマルスハウゼン村の農場1ヵ所すべてと共に、借り受けた。

- ・その借地〔レーン〕の地代 2グルデン
- ・証書作成代 (Schraibgelt) 20クロイツァー (Kreuzer)

私はこの借り受け証書をめぐって、ルードルフ (Rudolf) やアンドレス・フォン・ホーヘンエック (Endris von Hocheneck) としばしば、しかも激しく対立した。しかし最終的に、私は1527年1月15日にアンドレスから証書を受け取った。それゆえ、私は彼に対しても〔地代として〕 $1\frac{1}{3}$ グルデンを、また証書作成代として $\frac{1}{2}$ グルデンを支払うことになった。

この農場は私の祖父ルーカス・レーム〔1世〕(mein Ahnherr Lucas Rem) が1426年7月6日〔33歳〕に購入したものであった。

(2) オットマルスハウゼン (Ottmarshausen) 村の農場 (Hof)²³⁾

当地で私の農場を耕作しているのは、ファイト・ガイル (Veit Geir) であり、レッヒ (Lech) 河が〔氾濫して〕多大な被害をもたらした年から現在に至るまでの毎年、次のような地代を支払っている。

- ・ライ麦 5 シェフェル
- ・燕麦 4 " + 6 メッツ
- ・小麦 2 "

すべて、領主の柁で〔の計量〕

- ・ガチョウ 3羽
- ・雌鳥 2羽
- ・鶏 6羽
- ・卵 100個
- ・家禽の油脂 1メッツ

私にはおおよそ $11\frac{5}{6}$ グルデンの地代が入る。

1526年〔45歳〕

これはアウクスブルク司教からの借地〔レーン〕である。1526年2月17日に、私はこの借地を〔上記の〕ヴェリンゲン (Weringen) 村の農場の $\frac{2}{3}$ の持ち分と共に、借り受けた。

- ・その借地〔レーン〕の地代 2グルデン
- ・証書作成代 20クロイツァー

以前、レヒ河が〔氾濫して〕この地に多大な被害をもたらした。そのため、さらなる地代が要求された。すなわち、

- ・燕麦 2シェフェル+2メッツ
- ・(干し草用)採草地税 1グルデン

これだけで〔他の負担は〕軽減された。

この農場は私の今は亡き曾祖父のハンス・レームが1411年3月12日に購入したものであった。

(3) フールラッハ (Hurlach) 村の農場 (Hof)²⁴⁾

当地で私の農場を耕作しているのは、ハンス・ゼーリックマン (Hans Seligmann) であり、毎年、次のような地代を支払っていた。

- ・ライ麦 6シェフェル
- ・燕麦 6 "

・小麦 16 "

・大麦 (Gestern) 1 "

すべて、領主の柁で〔の計量〕

・貨幣地代 120 デナリウス (フェニッヒ貨幣で)

・ガチョウ 2羽

・鶏 6羽

・チーズ 6個

・卵 100個

私にはおおよそ $13\frac{1}{3}$ グルデンの地代が入る。

1526年〔45歳〕

この借地はバイエルン大公の所有である。私はこのレーンを1526年1月9日に、バイエルン大公ウィルヘルム (Herzog Wilhelm von Bayern) から借り受けた。

・このレーンの地代 3グルデン

・証書作成代 17クロイツァー

[S.60]

それからしばらくして、私は、私の祖先たちが僅か2グルデンで借り受けていたことを知ることになった。この農場は私の今は亡き曾祖父のハンス・レームが1411年3月11日に購入したものであった。

第4節 キッシンゲン村での土地取得過程と同農場の経済状態⁽²⁵⁾

(A) キッシンゲン村での土地取得過程

1527年〔46歳〕

同年の4月13日遅く、私の弟ハンスが男系相続人を残すことなく、夭寿を全うした。そのため、キッシンゲン村の借地〔レーン〕は、その付属する諸権利と共に、私の兄アンドレスと私が相続することになった。〔もちろん、私たちがこれ入手するまでには紆余曲折があった。すなわち、〕私たちはまず私たちの兄弟たちと、またキームゼー司教そして上記の故ハンスの未亡人としてしばしば長期にわたって友情と兄弟〔愛〕に訴え

て、また腐らずに話し合いを重ね、8月の末日にようやく獲得したのであった。

そして上記の私の弟で今は亡きハンスが最近、さらに某かの土地財産を購入し、しかも正当にも、バイエルン大公ウィルヘルムに対して支払いを済ませていたので、私の長兄たるアンドレスと私は自発的で自由な意志に基づいて、上記の〔土地財産の〕相続人で、私たちの義妹たる未亡人とその子供たちに、贈与物 (Vererong) ないし返礼の贈り物 (Widerlegong) をした。また私たちは20グルデンの終身年金〔の支払い〕に　これは彼女の夫たる故ハンスのものであり、また彼は毎年それを受け取る権利を有していたが、今ではハンスの未亡人と彼の息子たるルーカス・レームが〔相続し、〕毎年、それを受け取る権利を持つに至った。⁽²⁶⁾ 同意した。〔そのためか〕彼女らは自由意志にしたがって、その土地〔の引き渡し〕を行った。〔すなわち〕彼女らはこの件で私たちを好意的に考え、そして助言を受け入れ、以下の借地〔レーン〕を自発的に〔私たちに〕引き渡し、同時にそれに付属する多くの証文をも差し出した。すなわち、私たちはその〔土地に関する〕証書を入手した。

それ故に、私は、以下の土地財産を取得するためにも、〔私の弟〕故ハンスの息子ルーカス・ハンス・レームに対して、彼が存命する限りにおいて、毎年5月1日に10グルデン〔の終身年金〕を支払う義務を負うことになった。

続いて、私は〔長兄のアンドレスと〕さらなる協議を重ね、その土地財産を長兄に相続させ、そして10月22日に長兄に譲渡した。兄は私に400グルデンを支払い、その見返りに〔私たち兄弟の間で相続をめぐる問題となっていた上記の〕土地財産を取得したのであった。私は〔もともと〕その土地を兄に与えたかった。〔ただし〕私は兄にさらに〔上記の土地財産取得をめぐる損得勘定を〕考えるだけの時間的猶予 (Bedacht)⁽²⁷⁾ を与えた。その結果、10月24日〔木曜日〕に兄は私に、彼が〔取得した〕土地財産の正当なる権利〔証書〕と持ち分をすべて (al sein gerechtikayt und tail) 自由意志で、私の財産との引き換えを条件に、譲渡を打診し

てきた。これに対して、私は11月1日に兄に現金で400グルデンを支払った。

かくして、私は〔兄が取得した〕土地財産を相続し、かつ購入したのであった。それは、キッシンゲン村の土地財産とアウクスブルク司教からの借地〔レーン〕であった。すなわち、アウクスブルク司教クリストフから、私はレーンを1527年11月6日に受領した。そして、そのレーン借地料として2グルデンを支払った。また証書作成代（Canzley）として、15クロイツァーを支払った。2通のレーン証書が可もなく不可もない人物と友情に厚い人物を介して私の許に送付されてきた。ただし〔上記した費用以外には〕経費は一切求められなかった。

[S.61]

(B) キッシンゲン村の農場の経済状態

以下は、私がキッシンゲン村で相続し、かつ購入した財産である。

1527年〔46歳〕

〔数年前までは2カ所の農場があった〕当村の1カ所の農場を耕作しているのは、ウルリッヒ・シェーラー（Ulrich Scherer）である。彼は存命中、毎年、以下のような地代を支払っていた。

(fl. ʒ kr.)

| | | | | |
|------|----|-------|-------------|--------|
| ・小麦 | 4 | シェフェル | 貨幣に換算しておおよそ | 6. |
| ・ライ麦 | 12 | '' | '' | 13. 30 |
| ・大麦 | 4 | '' | '' | 3. |
| ・燕麦 | 12 | '' | '' | 6. 45 |

(斗搔〔とかき〕した量では135シェフェル)

すべて、領主の柁で〔の計量〕

| | | | |
|---------------|---|--------------------|---------------|
| ・採草地（当農場に所属） | 1 | カ所の地代 | |
| | | 11 | シリング(バイエルン貨で) |
| ・採草地（当農場に非所属） | 8 | ターゲヴェルク (Tagewerk) | |
| | 8 | '' ('') | |

この採草地代は、彼が存命中、支払い続ける。1 シリング (パイエルン貨) = 30 デナリウスで換算

| | | | |
|--------|-------|--------------------|--------------------|
| ・ 卵 | 200 個 | 20 個 = 1 クロイツァーで換算 | 20 |
| ・ チーズ | 20 個 | 1 個 = 3 デナリウスで換算 | 17 ⁽²⁸⁾ |
| ・ 秋期の鶏 | 20 羽 | 1 羽 = 2 クロイツァーで換算 | 40 |
| ・ ガチョウ | 6 羽 | 1 羽 = 4 クロイツァーで換算 | 24 |

聖マルチン祭 (11月11日) に納入のこと

| | | | |
|--|--|--|---|
| ・ 採草地 (Wissat) . . . おそらく、賃貸借証書 (Bestandbrief) | | | |
| の中に 2 カ所あるのだが、少なくとも 1 カ所 | | | 4 |

合計 33. 43...

以上、この農場での各年の地代評価総額は、33 グルデン 43 クロイツァーである。

さらに、キッシンゲン村に所属するセウ (Sew) 地区での 10 分の 1 税として、毎年、他所 (das ander) よりも多く、しかも最低でも、以下の地代が支払われた。

| | | |
|-------|---------|------------------|
| ・ ライ麦 | 7 シェフェル | 貨幣に換算して、1.5 グルデン |
| ・ 燕麦 | 6 " | |

これらはすべて [領主の柵での計量] である。

これらを斗掻したシェフェル (ain gestrichen schaff) で表すと

(fl. ⅓ kr.)

| | |
|------------------------------------|-----------|
| ・ 上記のライ麦は、 $7\frac{7}{8}$ シェフェルに、 | |
| ・ 上記の燕麦は、 $6\frac{3}{4}$ シェフェルになる。 | 11. 1 |
| ・ 採草地 (Wiesmahd) | 4 ターゲヴェルク |

貨幣に換算して、 1. 17

これは、キッシンゲン村の対岸のレッヒ河畔にあるメルゲンタウ (Mergentaw) 城の下に位置⁽²⁹⁾

| | | | |
|-------|------------------------|----------|----|
| ・ 採草地 | $3\frac{1}{2}$ ターゲヴェルク | 貨幣に換算して、 | 45 |
|-------|------------------------|----------|----|

これは、漁師ジェルク (Jerg) が購入したものの。

・小屋住農 (Sölder) 5人
 地代 毎年それぞれ 120, 120, 120, 90, 60 ペーニヒ (pf.) を、
 5人分で 510 ペーニヒ 2. 26
 貢納物 各人が卵 40 個、5人分で 200 個
 貨幣に換算して、 20
 合計 16. 03...

また、私の農民 (mein baur) ウルリッヒ・シェルラー (Uo. Scherrer) は、彼が存命する限り、山にある屋敷地 (Hofstat) を、さらにその付属地 (Sold) 1カ所をも耕作していたが、地代を支払う必要はなかった。

したがって、毎年の地代総額 (+) は、49 グルデン 46 クロイツァーであった。

[S.62]

第 5 節 その他の購入財産について

1524 年 [43 歳]³⁰⁾

同年 4 月 4 日に、私の兄弟たちは、私の要請で、私および私の相続人のために、ウルズラ・マイティング 彼女はバルトルメ・レーム (Bartolme Rem) の未亡人 から、聖レーンハルト修道院 (St. Lenhart) の手前の、ヴェルタツハ (Wertach) 近くのローゼナウ (Rosenau) にある 1カ所の囀場 (Vogelherd) を、その納屋 (Hittin) と家畜〔鳥〕小屋を一緒に、購入した。この囀場は〔私の 5 人兄弟の四男〕ギルクとその息子ルーカスがかなり以前から質物として所有していたものであった。

私はこの件で、彼女に 20 グルデンを、またその娘ウルゼル・ライカフ (Ursel Leikaf) にも 1 グルデンを支払った。また私は年内に 3カ所の鳥小屋の増築 (Drin Verbauen)、その新しい鳥網、その付属物さらに鳥小屋用の材木 12 束、針金 6 束そしてその他の設備に金貨で 8 グルデンを支出した。このように、鳥〔の代金〕と捕鳥者の給金を別として、私は、全施設を含めて、総額 29 グルデンを費やした。

この件について、私は上記の未亡人に、略式の売買証文を要求した。

1525年〔44歳〕³¹⁾

同年11月21日に、私はアレクサンダー・シュヴァルツ (Alexander Schwarz) とその妻マルタ・ポイティンガー (Martha Peutingger) から庭園〔菜園 (Garten)〕を、避暑用の別荘 (Sommerhaus)、納屋そしてすべての付属物と共に この物件〔の四囲〕は、前方がクレンカー家の小門に、また両側面が聖十字架教会の首席司祭 (Bropst zuo Hailigen Creutz) の庭園とバスチアン・シュニツァー (Bastian Schnitzer) の庭園とに、また後方がラウクッス・ラーヴェンスブルガー (Laux Ravensburger) の牧草地 (Anger) に接している。 200 グルデン銀貨 (Mintz) で購入した。パツェン銀貨 15 枚 (XV Batzen) がフローレンス金貨 1 枚に換算されるので、私は金貨で 187½ グルデンを支払ったことになる。

ウィルヘルム・レーム (Wilhelm Rem) は、この物件からの毎年の地代として、常に聖ミカエル祭 (9月29日) に、古き慣習に従って、ペーメン貨 (ungerisch) で 2 グルデンを支払う義務を負った。私はこの件で同ウィルヘルムと合意に達し、そして私と代官 (Vogt) それぞれの印章の付いた地代証書を彼に与えねばならなかった。

1537年〔56歳〕³²⁾

同年11月に、私の義兄弟のクリストフ・エカイン (Cristoff Ochain) がアドラー (Adler) で死亡した。その相続人は私の愛する妻アンナ、それに残された未亡人カタリーナとその子供たちであった。これらの相続人のうち、真っ先に、私は残された未亡人アンナ・ハインツェル (Anna Haintzlerin) に〔私の商会へ投資していた〕婚資金 (Heiratgut) を返却する義務があった。そこで、私は 6,500 グルデンを返却し、また〔彼女の〕苦勞 (Schinderei) に対して これからの安寧、親睦そして親交のために 278½ グルデンを支払った。

これ以外〔の財産〕については、私は自分のもの〔持ち分〕として相続した。それは、金貨で 203 グルデン 17 シリングであり、さらに 2 ヲ所からの地代 一方は終身地代 (ewigen) 1 グルデン、他方は 120 グルデンのうちの弁済 (償却) 地代 5 グルデン である。私は妻と私の

義兄弟に同額を現金で支払った。

さらに、私たちは1つの鉱山〔採掘場 (Bergwerk)〕を相続したが、これは分割しなかった。その鉱山はインタール (Intal) のイヤール (Ial) にあり、黒色地代帳 (schwarz Zinsbuch) の98ページ表 (rectus) 以降に記されているように無価値なものであった。〔上記の〕1グルデンと5グルデンをめぐる2カ所の地代については、私の妻が非の打ち所がない〔完全な〕証書と印章を所有していた。

[S.60]

1538年〔57歳〕³³⁾

同年5月5日に、バーバラ・フォン・アルゲン夫人が死去した。彼女はヴァイガント・フォン・ディンハイムの妻であり、私のおばであり、私の妻アンナ・エカインの養育係りであった。また私の商会に、周知の如く、600グルデンの資金を投資し、その配当金 (Leibgeding) を14年間受け取っていた。さらに彼女は内緒で、すなわち、夫の承諾を得ずに、金貨で1,000グルデンを私の商会に投資し、しかもその配当金として6年間ないし6回、受け取っていた。この件では、私たちは合意しており、彼女も十分に満足していた。つまり、〔彼女の死去によって〕上記の2つの投資金、すなわち、600グルデンと1,000グルデンが消滅した。

さらに、私の妻は、上記の夫人の遺言状 (ires testament) に従って、彼女の家具の半分を、銀製の容器 (Silbergeschirr) そして衣服などを相続した。

すなわち、私の妻の取り分とされたのは、以下のようなものである。

(fl. ¶ kr.)

・銀塊〔11マルク10ロット〕³⁴⁾とすべての銀製容器

貨幣に換算して、133. 36

・すべての古着 特に立派な衣服はない

貨幣に換算して、39. 45

・すべての亜麻製の衣服 (古着・新品を含む)

貨幣に換算して、33. 12

・すべての敷布 (betgwand) 座布団 (pfulgen) 枕 (kissen)
掛け布団 (deckbett) 貨幣に換算して、49.

・さらに、多数の銀製容器 (179 ポンド)
8 クロイツァーで換算して、34.

・その他すべての小物 (clain ding) 貨幣に換算して、16. 32
合計 306. 05

以上、私の妻が上記の夫人から相続した総額は、締めて、306 グルデン
5 クロイツァーに達した。

[注意書き] [Notta]:

鍍金のコップ (vergult Becher) 2 個、〔 幌つき 〕 揺りかご (Wiege)
25 マルク の価値は、貨幣に換算すると〔 合計で 〕 $52\frac{1}{2}$ グルデン
になる。これらの品々は上記の、今は亡きバーバラ・フォン・アルゲン
夫人が長女マグダレーナに残した遺産であり、したがって、私の長女に
のみ属する物であった。

神の恩恵深き御心に、アーメン。

(注)

- (1) ライプゲディング (Leipgedinge) とは、グリム編『ドイツ語辞典』によると、「存命中、
用益のために契約によって、与えられるもの、例えば、土地、その地代収入、年金など」で
ある。この場合、具体的には、終身年金ないしは配当金などである (*Deutsches Wörterbuch
von Jacob u. Wilhelm Grimm*, reprint, Munchen, 1984, Bd.12, S.600)。
- (2) この章は、すでに「本誌」第 12 号 (2003 年) の「史料について」(134 - 135 ページ) で言
及しておいたように、様々な箇所に記載されていた諸史料を、編者の B ・ グライフが 1 つに
まとめた章であった。この部分は手稿 24 葉に記載されていた内容で、編者のグライフは A の
番号を付けていた。訳者が「フォン・ディンハイム夫婦への終身年金」を共通項目として、A
と以下の C と D をまとめて、第 1 項とした。
- (3) この語 (bes) は従姉妹 (Base) の意味である〔 原注 277 〕。
- (4) 彼女は 1538 年 5 月 5 日に死亡した。その遺産の一部は、ルーカス・レーム 3 世の妻アン
ナ・エカインにも分配された。この事実は、第 6 章第 5 節の 1538 年の箇所 (本誌 98 ページ)
を参照のこと。
- (5) この部分は手稿 28 葉に、以下の D と共に記載されていた内容で、編者のグライフは C の
番号を付けていた。
- (6) この部分に、編者のグライフは D の番号を付けていた。
- (7) この部分は、手稿 24 葉に記載されていた。ただし、A と 7 行の空白の後に記されていた。
編者のグライフは B の番号を付けていた。この内容は他の内容と異なるので、第 2 項を設け

- て訳出した。
- (8) キッシンゲンはアウクスブルク市から南東に10kmの、レッヒ河畔に位置する村落である。その対岸にはメルゲンタウ城 (Schlosse Mergentau) が構築されていた〔原注279〕。
- (9) この語 (Lechguter) はレーエン (Lehenguter) の意味である〔原注278〕。なお、レーン制については、ハンス・H・シュルツェ (千葉他訳)『西欧中世史事典』、ミネルヴァ書房、39-76ページを参照のこと。
- (10) この部分は手稿25葉から26葉に記載されている。編者のグライフはEの番号を付けていた。
- (11) この語 (Sölden) を小屋地と訳出したが、この耕作者たちが北西ドイツに13世紀以降、典型的に現れる世襲ケーター (Erbkoetter) なのか、それとも15世紀後半に現れる共有地ケーター (Markkoetter) なのかは不明である。なお、肥前栄一「北西ドイツ農村定住史の特質」『経済学論集』第57巻、第4号、1992年、9-13ページを参照のこと。
- (12) アムプロシウス・ヘーヒシュテッターについては、「本誌」第13号 (2004年) 135-141ページの注(108)を参照のこと。またヘーヒシュテッター家については、「アウクスブルク都市事典」(Augsbueger Stadtlexikon: 以下ASL., S.503-505)をも参照のこと。
- (13) ウルリッヒ・レーリンガーが市長職に就いていたのは、1521年から隔年毎に、23、25、27、29、31、33そして1535年までの通算8回、8年間である (ASL., S.967)。
- (14) クリストフ・ヘアヴァルトについては、「本誌」第15号 (2005年) 226ページの注(33)を参照のこと。
- (15) この語 (dadingshern) は、裁判集会の裁判官 (Taidingsherren) ないし調停裁判官 (Schrieds-richter) の意味である〔原注280〕。
- (16) この箇所の訳は、編者B・グライフの解釈〔原注281〕に従った。
- (17) この部分は、編者B・グライフが欠落させた1行である。訳者が編集本と原典の手稿 (オリジナル・テキスト) との比較対照により発見した箇所である。この部分を活字に起こすと、以下ようになる。Und etlich Zeyt darnach seim Bruder Matheus sein tail auch abkaft um 713 Gold Guld(en)
- (18) エプファハはアウクスブルク市から南に50kmに位置し、レッヒ河畔の村である。
- (19) このヴェリンゲンはアウクスブルク市から南東に15kmに位置し、ボーピングン (Bobingen) の近郊にある村である〔原注282〕。
- (20) 当時のアウクスブルク地方のシェフェルは穀物量の単位で、穀物の種類によって容量が異なった。例えば、1シェフェルの小麦 (Weizen) は162kg、脱穀した小麦 (穀粒) (Korn) は154kg、ライ麦は150kg、大麦は143kg、燕麥は95.5kgである (ASL., S.979)。
- (21) 1メッツは量目の単位で、3.35リットルである (ASL., S.979)。
- (22) クリストフ司教の在職期間は、ドイツ農民戦争期を含む1517～1543年までの26年間である (ASL., S.963)。
- (23) オットマルスハウゼンはアウクスブルク市から南に15kmの、レッヒフェルト地方に位置する村である〔原注283〕。
- (24) フールラッハはアウクスブルク市から南に24kmの、レッヒフェルト地方に位置する村である〔原注284〕。
- (25) この箇所は手稿27葉に記載されている。
- (26) この箇所の訳は、編者B・グライフの解釈〔原注287〕に従った。
- (27) この語 (Bedacht) は、考える時間 [的余裕] (Bedenkzeit) の意味である〔原注288〕。
- (28) チーズ1個が3デナリウスなので、20個は60デナリウスに換算される。これが17クロイツァー (銅銭) なので、1クロイツァーは約3.5デナリウスに相当する。なお、1グルデンが60クロイツァーの換算比率であった。
- (29) 注(8)を参照のこと。

- (30) この部分は、以下の注(31)と共に、手稿26葉に記載されている。編者B・グライフはこれに(6)と番号をつけていた。
- (31) この箇所にはグライフは(7)と番号をつけていた。
- (32) この部分は、以下の注(33)と共に、手稿30葉に記載されている。編者B・グライフはこれに(8)の番号をつけていた。なお、ジョルク・エカイン夫婦は1532年6月19日に結婚していた(「本誌」第15号(2005年)、232ページを参照)。
- (33) 注(32)を参照のこと。
- (34) 当時の銀の重量単位1マルクは約236.0gであり、1ロートは約14.75gである(ASL, S.980)。なお、「本誌」第15号(2005年)、227ページの注(38)と(39)をも参照のこと。

第7章 私の5人の私生児、その一部

[S.64]

〔編者B・グライフの〕コメント：

アントウェルペンで生まれたルーカス・レーム3世の最初の3人の私生児たちの出生および運命については、〔3人が〕記載されていた紙片(Blatt)45枚目が欠落している。したがって、以下では46枚目から始まる。

トイエス・マリアト

(d) 4番目の私生児、ヤーコブ(Jacob)

1514年〔33歳〕¹⁾

同年8月4日、朝の7時頃に、上記のマルガレート・フォン・デア・ボルヒト(Margrett von der Borcht)が1人の男児を生んだ。彼女はその子供を私に預けた。そこで、私はその子をアントウェルペンではヤーコブ(Jacob)と命名させた。ペーター・ベルシュトラッセ(Peter Berstrass)とヤーコブ・グレーネベルク(Jacob Greneberg)が洗礼会人(Gevatter)となった。ヤーコブは、母親が自分に対して行った多くの不当で、悪質な仕打ちや酷い背徳行為に耐えきれず、母親の許を逃れて、ケルンやフランクフルト〔・アム・マイン〕へ馬で送り出された。

1528年〔47歳〕〔ヤーコブ：13歳〕

彼は同年4月15日に〔私の許 アウクスブルク に〕来た。そこで私は8月17日まで引きとどめて〔世話をした〕。

1530年〔49歳〕〔ヤーコブ：15 / 16歳〕

私は〔ヤーコブを〕1530年3月17日まで、〔牧師の〕ハンス・シュミット (Hans Schmidt)²⁾氏の自宅に下宿させた。また私はヤーコブをウルム市の教師 (Magister) ランブレヒト・ボンガルトナー (Lambrecht Bongartner) の許に、勉学のために下宿させた。ところが、ヤーコブは9月21日に〔突然〕戻って来た。そこで私は同年10月14日に〔今度は〕ヴェネチアにいる〔商人〕のジオルク・ウッティンガー (Jerg Uttinger) の許に送り出した。この時も、彼は私の熱心な要請を聞き入れて、ヤーコブを預かってくれたのであったが、〔しかし、ヤーコブが彼の許にいたのは〕1531年10月3日まで〔の約1年〕にすぎなかった。

1531年〔50歳〕 〔ヤーコブ：17歳〕

そこで私はヤーコブを立派な紳士〔商人〕にすべく (zuo aim gutenhern) トレヴィーゾ (Terfis) にいる私の義兄弟〔商人〕ジオルクの許に送り出した。しかし、ヤーコブは彼の許でも長くは滞在できず、短期間雇用されただけであった。〔ただし〕ヤーコブは同地で10人ないし12人の紳士〔商人〕と面識をもった、との報告を私は受け取った。

1532年〔51歳〕 〔ヤーコブ：18歳〕

私はヤーコブを、完全なる破滅から助けるべく、再びヴェネチアのバスチアン・ポルナー (Bastian Polner)³⁾の許に1532年8月6日まで送り出した。しかも2ヵ月間、法律と簿記 (Recht u. Buchhalten) を学ばせるために、一番有名な教師 (Schulmagister) の許に下宿させた。私はこの教師に2ヵ月間で5ドゥカーテン (Ducaten) を支払った。

1533年〔52歳〕 〔ヤーコブ：18 / 19歳〕

2月9日に、彼らはヤーコブを私の許にロード (Rod : 定期運送馬車)⁴⁾で送り返した。そしてヤーコブは〔1ヵ月後の〕3月11日にようやく戻って来た。

[S.65]

私は3月19日に〔再度〕ヤーコブをウルム市やメス (Metz) 市などに送り出した。ヤーコブは4月25日にようやくアントーニオ・フォン・ボンベルガ (Antonio von Bomberga)⁵⁾の許に、横柄で、ハデな出で立ちで

到着した。何はさておき、ヤーコブの話し方や尋ね方には〔どこか〕傲慢で、尊大なところがあり、また返答も偽りに満ちていた。アントーニオ・フォン・ボンベルガは〔ヤーコブの〕このような態度から、彼にはまったく改善の見込みがなく、さらにその期待すらできないと判断した。そこでアントーニオはヤーコブの話は一切信用せず、かつ家の中に入れようとさえしなかった。そして私に長い手紙を送ってきた。

〔彼の手紙から判断すると〕ヤーコブは以前から至る所で、常に、極めて傲慢〔反抗的〕で尊大であり、かつ協調性（社交性）がなく、しかも不従順で、さらに悪事を行っており、不誠実で、しかも浪費家であり、質の悪い若者であったと思われる。否、現在でもそうであろう。そこで私は〔もうヤーコブを商人にすることを断念し〕周囲の人々に、私が費用を出すので、ヤーコブがやりたがっていた手工業（[H]antwerk）を習うのを手助けして欲しいことを、さらにヤーコブに彼の好きな職業を選ばせるように命じた。

そこで、ヤーコブはまっ先に家具師（Kistler）ないし指物師（Schreinwerker）を選択した。これに対して9月1日に、アントウェルペンにいる私の社員がヤーコブをある立派な親方（ain guoten maister）に引き合わせてくれた。この親方の許でも、ヤーコブは〔相変わらず〕強情であり、かつ反抗的であり、さらには悪態をつく始末であった。

1534年〔53歳〕 〔ヤーコブ：19歳〕

〔案の定〕ヤーコブは6月末日に、上記の親方の許から放逐された。ヤーコブは〔依然として〕頑固かつ横柄であり、さらに我が儘でもあった。もはや彼と付きあう者など誰一人いなかった。しかし私は〔見習い契約を結んだ立場上〕見習い料金（lerngelt）を支払い続けなければならなかった。要するに、ヤーコブはいつ、いかなる所でも、あらゆる人に不従順であり、悪態をつく若者であった。またヤーコブが彼の母親の許を逃げ出してから、〔私が彼のために出費した金額は〕260グルデン強にもなった。それ故に、〔この辺で〕私がヤーコブに対して十字を切る〔縁を切る〕としても、神もお認め下さるであろう。

(e) 5番目の私生児、アンナ (Anna)

1516年〔35歳〕 〔ヤーコブ：2歳〕

9月9日、夕方の3時から4時にかけて、上記のマルガレートが彼女はマテウス・フォン・デア・ボルヒト (Matheus von der Borcht) の娘 1人の女兒を生んだ。私はこの子を私の娘として受け入れ〔認知し〕、アンナ (Anna) と命名させた。洗礼立会人 (Gevatter) には、ヤン・ガブリエール・ボンガルティ (Jan Gabriel Bongarti)、エラスムス・シェッツ (Erasmus Schetz)、そしてライ・フォン・オスト (Rey von Ost) 〔の3人〕がなった。〔私は〕アンナをフランチェスコ・デ・タックス氏 (Her Francisuco de Taxis) なる郵便局長 (Postmaister) の未亡人たるドロテア (Dorothea) に養育させた。

1521年〔40歳〕 〔ヤーコブ：6/7歳〕 〔アンナ：4/5歳〕

ドロテアはアンナを連れて、6月4日にミッシェル (Mechel)、ブリュッセル、ケルンそしてフランクフルト〔・アム・マイン〕の大都市にまで出かけた。そして9月29日にウルムの私の所にも来た。この時、〔アウクスブルク市内に蔓延した〕ペストを避けるために、私は家事奉公人 (Hausgesinde) 全員を連れて、ウルムの郊外へ逃れて来ていた⁽⁶⁾。その後もアンナは乗り物を使って〔私の所を〕訪れ、そしてたえず巧みに振る舞っていた。私は彼女に読み書きを学ばせた。

1520年代

アンナは私〔の家〕の家政婦 (Beschiesserin) になり、そしていつも元気に働いていた。

1532年〔51歳〕 〔ヤーコブ：18歳〕 〔アンナ：16歳〕

同年の8月〔第1回目〕と

1534年〔53歳〕 〔ヤーコブ：20歳〕 〔アンナ：18歳〕

同年の9月〔第2回目〕に、彼女は娘に特有な〔貧血から生じる〕萎黄病〔いおうびょう〕 (frelcher pledikait)⁽⁷⁾ のために、名誉ある人びとの娘さんたち (erlicher leyten kinder) と一緒に、クルムバード (Krumbad) に行った。さらに2回目の湯治〔温泉浴〕は彼女の病気には効いた。

この2回の湯治〔温泉浴〕の経費は10.5グルデンであった。その他に、彼女は私に40グルデンの経費を要求したが、それ以外の金銭は一切、要求しなかった。

私は彼女に時々、衣服をあつらえさせたりしたが、彼女はおおむね良く働いてくれた。

(注)

- (1) ルーカス・レーム3世は1508 - 1518年〔27 - 37歳〕の時期のかなりの部分をアントウェルペンで、そして一般には低地地方(Niederlanden)で過ごした。
私たちは、日記の執筆者たるルーカス3世が、現代であるならば、秘密厳守のために見逃してしまいがちな事柄〔内縁関係やその結果としての私生児の存在など〕を一切、隠し立てすることなく赤裸々に言及していることに、正直言って、驚きを禁じえない。中世時代は、たとえ、宗教的な見解に関しては、まったく逆のこと〔厳しい対応〕を期待させたとしても、この点に関しては、現代よりもはるかにおおらかであった。風俗〔道德〕は今日ほど改善(洗練)されてはいなかった。15世紀に自然主義的な人生観は、古代ギリシア・ローマ人研究が進展したことで、認められることとなった。それまでは、告解や軽微の罰金で処理されていた「罪にならない悪行」とされていたものは、現今では幾分自然なことと思われている。それ故に、あの時代の人文主義者たちは、この種の事柄ないし軽犯罪について、今日では甘受することができない程、寛大に表現していた(Strauss, Huttens Leben I. S.337. sq.)〔原注290〕。
- (2) ハンス・シュミットが牧師であることは、第8章、ルーカスの長女マグダレーナの誕生(1527年)の記述箇所(本誌109ページ)に明記されている。
- (3) 彼は1526 - 39年まで雇用されたランツフート出身の社員である〔第9章を参照〕。
- (4) ロードとはアウクスブルクの定期的な馬車郵便の配達夫を指し、彼らの運送業務はロード運送業と呼ばれた。したがって、ロード街道(Rodstrasse)という表現も荷物や運送のための街道を意味した。この街道は〔ミュンヘンから南西60kmに位置する〕ガルミッシュ・バルテンキルヘン(Garmisch-Partenkirchen)を経由してインスブルックへ続いている(Vgl. Schmeller.Worterb. III. 169)〔原注291〕。
- (5) 彼は1533 - 37年まで雇用されたアントウェルペン出身の社員である〔第9章を参照〕。
- (6) この件については、第2章第5節「本誌」第13号(2004年)、121ページを参照のこと。
- (7) この語句(frelicher pledikait)は、思春期の娘に特有な萎黄病(Jungfräulicher Bleichsucht)の意味である〔原注292 u. 293〕。なお、萎黄病とは、思春期の女子に好発する小細胞性低色素性貧血である。貧血のため皮膚が黄味をおびた蒼白となり体力が減退する。鉄分の欠乏が主因である。

第8章 私の嫡出子の誕生

[S.66]

† イエス・マリア †

アウクスブルク市において

(1) 第1子〔ルーカス(Lucas)4世〕の誕生

1522年〔41歳〕

10月5日(日曜日)の夜〔午前〕2時に、私の長男ルーカス4世がアウクスブルク市で誕生した。翌6日(月曜日)の朝、聖十字架教会(Hailige Creitz)で洗礼を受けた。その時の院長代理(Propst)たるクリストフ(Cristoff)とウルム市の代官(シュルトハイス: Schultheys von Ulm)アングネス・ジョルク(Angnes Jerg)そしてアンナ・メッサーシュミット(Anna Messerschmidin)がそれぞれ教父、教母〔たる洗礼立会人〕となった。神の御加護により、長男は実力を備えた、立派で敬虔な人物にならんことを。

長男が生まれた日時は〔曆書によれば〕満月(fol mon)¹⁾で、午前1時51分に当たる。星座は牡羊座(widder)20である²⁾。

出産の時、長男は脱腸(Brichlin)³⁾になった。そのため、とくに私の妻は心配し、骨身をおしまず世話をしていたのだが、神の助けと教師ベネディクトの助言を得て、長男は半年間、脱腸帯をつけていた。しかし、あらゆる事を想定して、長男はこの帯だけは7歳頃までつけていた。しかし、神の恩寵により、最悪の事態は避けられた。さらに、長男はしばしば病気になる、突発的にただれ目(feftigen Fliss)⁴⁾に罹った。この病は長期にわたって長男を苦しめ、しばしば激しい鼻血を伴った。とくに1526年5月4日〔長男: 3歳〕には、私たち夫婦は長男があたかも死んでしまったのではと錯覚してしまった程であったが、長男の命には別状はなかった⁵⁾。1525年4月〔長男: 2歳〕にも、また1526年〔3歳〕にも長男は三日熱(Fieber Terzana)を患った。とくに10時から18時〔午後6時〕にかけて重体に陥った。また1530年5月〔7歳〕、そして1531年9月〔8歳〕にも三日熱を発病した。しかしそれほど重くはなかった。〔どうやら〕この病は四日熱(Fieber Quartana)であった〔ようだ〕。

1527年〔46歳〕 〔長男: 5歳〕

同年12月に、長男は天然痘(Kindsplatren)⁶⁾を、また1530年9月〔7歳〕には麻疹(Flecken)⁷⁾を患った。

[S.67]

1528年〔47歳〕 〔長男：5歳〕

5月18日に、私は長男を初めて勉学のためにニクラス・ポール(Niclas Pole)の許に通わせた。その3ヵ月後には、ラテン語習得のために〔牧師〕ハンス・シュミット(Hans Schmidt)⁹⁾とヴァレンティーン・エンゲルホーフ(Valentin Engelhoff)の許に通わせた。

1533年〔52歳〕 〔長男：10歳〕

4月15日に、私は長男をニュルンベルクのヨハーネス・ケッツマン氏(Her Johanes Ketzman)の許に送り出した。〔ただし〕まだ子供であるがゆえに、多額の出費を強いられた。同地で長男は疫病〔ペスト〕に罹り、その直後の7月25日に〔アウクスブルクの〕自宅に戻って来た。しかし、〔自宅には〕3日間〔留まっただけ〕で、長男を馬に乗せてニュルンベルクに戻したが、〔残念ながら〕3日後に再度、馬に乗せられて戻されて来た。

そこで、私は長男を、〔アウクスブルクで〕最後に習った教師ヴァレンティーン・エンゲルホーフの許に通わせた。

1535年〔54歳〕 〔長男：12歳〕

8月12日に、長男は母親と一緒に、私の娘〔長女：マグダレーナ：8歳〕をディンハイム(Dinheim)からウルムに連れていった。〔それは〕疫病〔ペスト〕を避けるためであった。その途中で、御者は馬車を転覆させてしまい、その時、長男は左の肩を脱臼させてしまった。そのため、私たちは多くの〔余分な〕仕事をする羽目になってしまった。翌13日にウルムに到着した⁹⁾。

私は長男のために教師ベネディクト・ネーゲリン(Benedict Nögelin)を雇った。彼は毎日3回、最低でも2回、息子の許に通って来て、ラテン語を教えた。回復後、長男はラテン語による算術を学ぶために算術学校(rechnensschul)にも通いだした。

1536年〔55歳〕 〔長男：13歳〕

2月18日に、長男はウルムから馬に乗って再びアウクスブルクへ赴い

た。

3月13日に、長男はルーカス・シェールベルク (Lucas Schelberg)、そしてハンス・ヴィーダマン (Hans Wiedeman) と一緒に馬で〔初めて〕ヴェネツィアへの商旅に出る。3月24日に、長男はジヨルク・ウーティンガー (Jerg Utinger) の許に着く。

4月9日遅く、長男はパドヴァ (Padua) へ赴く。4月10日には、ハンセン・トゥルシュラー・フォン・エッティンガー博士 (Doctor Hansen Truschler von Ottinger) を訪ねた。同博士は長男を〔彼の保護下に〕受け入れ、長男に勉学を施した。

〔注釈〕以下の空白のページには、次のことが記されている。

†私の長男ルーカス4世の(神がお望みになられたような)経歴。

〔注釈〕しかし、ページは空白のままである。

1545年〔23歳〕に、ルーカス4世はアントーン・ヴェルザー (Anton Welser) の長女シビルラ・ヴェルザー (Sibilla Welser) と結婚した。

1548年〔26歳〕に、彼はアウクスブルク市の都市裁判所 (Stadtgericht) に任命された。

1564年〔42歳〕に、彼は〔16年間在職した〕アウクスブルク市の都市裁判所を辞した。

1581年〔59歳〕に、彼は死亡した。彼の4人の息子と2人の娘が残された。

皇帝カール5世は1541年に、19歳のルーカス4世を帝国貴族 (Reichsadel) に叙任した。

イエス アウクスブルク市において

(2) 第2子〔長女：マグダレーナ (Magdalena)〕の誕生

1527年〔46歳〕 〔長男：4歳〕

2月5日（火曜日：Aftermontag）の朝、7時20分に、長女のマグダレーナが誕生した。これは〔曆書によると〕1月31日、午後4時7分、新月（nui mond）に当たる。星座は牡羊座（widdler）22である。

同日の午後に、長女は私の自宅でキリスト教による洗礼を、牧師ハンス・シュミット氏 彼はクロイツ（Kreutz）教区の牧師（Predicant）であった から施された⁽¹⁰⁾。アンナ・メッサーシュミットが教母（Gevatterin）〔たる洗礼立会人〕となった。

[S.68]

全能なる神は彼女に、敬虔にして、従順かつ品行方正に生きんがために、恩寵をお授け下さった。

1527年と1528年〔46歳、47歳〕 〔長男：5歳〕

長女は1527年12月〔10ヵ月目〕に、また1528年2月〔1歳〕にも天然痘に罹り、そして〔それぞれ〕3週間と4週間患う。

1530年〔49歳〕 〔長男：7/8歳〕 〔長女：3歳〕

同年の6月と7月に、長女は三日熱を、そして9月1日から10月1日ないし2日まで〔の1ヵ月間〕同じく三日熱を患ったが、しかし〔この時は〕激しく咳き込んでいた。察するに、彼女の体内に潰瘍（geschwur）ができたのだろう。それは10月25日の夜に発病した。激しく咳き込み、12月5日までの40日間、痰を吐き続け、その後高熱がでた。長女は1531年2月1日ないし2日〔約4歳〕まで〔本当に〕病弱であった。その後、長女は健康を回復した。

1532年〔51歳〕 〔長男：9歳〕 〔長女：5歳〕

長女は〔健康維持のため〕3月26日から〔以後〕15日間のうち12日のペースで〔ほぼ毎日〕少量の赤ワインを飲み続けた。そのため、私たち親はそれ以前から、またその後数年にわたり、一滴のアルコール（troffen）をも口にせず、ただ水を飲んで、ワインを長女に飲ませた。

この時期に、私は長女に読み方を学ばせるために、夏の間だけ、娘を学校（schuol）に通わせた。

1535年〔54歳〕 〔長男：12歳〕 〔長女：8歳〕

3月に、私は長女に書き方やその他の事柄を学ばせるために学校へ通わせ、ハンス・ハイランド (Hans Hailand) の指導を受けた。

〔注釈〕後代の人々の筆で、しかも〔本日記〕3ページ〔「本誌」第10号(2002年) 154ページ掲載〕の注記を書いた人物の筆跡で、以下のような注記 (Notiz) が記されていた。すなわち、
1544年12月16日に、彼女は〔17歳で〕通称ヴァールスポルン (Walsporn) と呼ばれたハンス・ハルトリーブ (Hans Hartlieb)¹¹⁾と結婚し、1575年2月3日に死亡した〔享年48歳〕。息子8人と娘1人が残された。

〔注釈〕次の〔裏の〕ページは、再び、以下のような銘で始まる。

†私の長女マグダレーナの(神がお望みになられたような)経歴†

〔注釈〕これ以外の言及は記されていない。

†イエス 1529年 アウクスブルク市において†

(3) 第3子〔次男：ベルクトルト (Berchtold)〕の誕生

1529年〔48歳〕 〔長男：6歳〕 〔長女：1歳〕

1月11日(月曜日)午後2時15分に、次男のベルクトルトがアウクスブルク市で誕生した。そして彼は同日の夕方、大勢の人びとの立ち会いの許、クロイツ教区の牧師であったハンス・シュミット氏から洗礼を施された。この日は〔曆書によると〕10日の9時2分、新月に当たる。星座は牡羊座である。

次男はたいへん美しい黒い瞳をし、髪は金髪でちぢれ毛であった。次男はしばしば病氣 たとえば小児急癩 (Vergicht)、疝痛 (Grimmen)、頭痛 (Haptwee) そして最後には麻疹などを患い、そのために1530年10月14日の晩、9時頃に死亡した。この日は〔旧暦では〕下弦の月 (des

mons lest quartier) であり、午後2時44分に当たる。星座は獅子座 (Leo) 12、さそり座の太陽 (die Sonn im Scorpion) であった。

[S.69]

次男の遺体は聖母教会〔司教座聖堂〕のレーム家の墓地に埋葬された。

(4) 第4子〔三男：ヨーゼフ・アブラマーティア (Josep Abaramathia)〕の誕生

1530年〔49歳〕 〔長男：8歳〕 〔長女：3歳〕 〔次男：1歳〕

10月6日 (木曜日) の午後2時に、三男のヨーゼフ・アブラマーティアが誕生した。この日時は〔曆書によると〕7日で、満月であり、昼ごろに当たる。星座は牡羊座である。

同夕方、三男は私の自宅で、聖アンナ修道院の聖遺物保管係のハンス・プラットナー (Hans Platner) 氏から洗礼を施された。この日はアウクスブルク市で大規模な帝国会議が開催される日でもあった。私の社員 (Diener) たるマルティン・フランツ・フォン・ニュルンベルク (Martin Frantz von Nurnberg) とペトルス・ギーンガー (Petrus Gienger) そしてアンナ・メッサーシュミットがそれぞれ教父と教母〔たる洗礼立会人〕となった。

母親と私の3人の子供たちは、三男が生まれる6-8週間前から咳と発疹を、その後はさらに痙攣を伴う激しい病に罹った。

しかし、〔このような病の中〕三男が〔無事に生まれた。〕彼は美しい黒い瞳をし、わんぱくであり (uberstaker) 肌は褐色で、ちぢれ毛であった。たいへんな健康児であって、1533年9月11日まで〔の約3年間〕病気などには無縁な子供であった。〔ところが、突然〕高熱を発し、三男は1533年9月24日の早朝〔午前〕3時から4時の間に、死亡した。この日時は〔曆書では〕この1日後〔12日〕が下弦の月で、午後に当たる。星座は山羊座 (Steinbock) である。

三男の遺体は聖母教会の、フィンステレ・グレープト (finstere Grabd) と呼ばれるレーム家の墓地⁽¹²⁾に埋葬された。

(5) 第5子〔次女：マリア (Maria)〕の誕生⁽¹³⁾

1531年〔50歳〕 〔長男：9歳〕 〔長女：4歳〕 〔三男：1歳〕

12月16日(土曜日)の午後2時に、次女のマリアが誕生した。この日時は〔曆書によると〕上弦の月、12月17日の午後に当たる。星座は魚座 (Fisch) である。

翌17日(日曜日)の朝に、次女のマリアは聖アンナ教会の説教師で副牧師 (Diacon) たるレオンハルト・ヘル・ボニファティウス (Lenhart Her Bonifacius) 氏から洗礼を受けた。私の社員たるバステアン・ポルナー (Bastian Polner)⁽¹⁴⁾とハンス・ステックリン (Hans Stecklin)⁽¹⁵⁾、そしてアンナ・メッサーシュミットがそれぞれ教父と教母〔たる洗礼立会人〕となった。

次女は柔和で、金髪、灰色の瞳をしていた。そして優秀そうな〔顔立ちの〕嬰兒であった。全能なる神は彼女に、敬虔にして、従順かつ品行方正に生きんがための神の恩寵をお授け下さった。神の御意思と彼女の幸福のために、アーメン！

(6) 第6子〔四男：ベルクトルト (Berchtold)〕の誕生

1533年〔52歳〕 〔長男：11歳〕 〔長女：6歳〕 〔次女1歳〕

12月2日(火曜日)の夕方の6時45分に、四男のベルクトルトが誕生した。この日時は〔曆書によると〕12月1日の午後の8時50分、満月に当たる。星座は双子座 (Zwiling) 28 である。

四男は聖モーリッツ (St. Moritz) 修道院の説教部屋 (Predighaus) で、ランゲン・ヘル・ヴォルフ (Langen Her Wolf) マギスター・ミッシェル (Magister Michel) 彼は跣足修道士で助祭 (Barfuosser Diacon) から洗礼を施された。私の社員たるハンス・エッキングー (Hans Echinger)⁽¹⁶⁾とハンス・ステックリンそしてアンナ・メッサーシュミットがそれぞれ教父と教母〔たる洗礼立会人〕となった。

四男は柔和で、黒い瞳の嬰兒であった。彼は生後17週目までは健康であったが、その後、顔に発疹 (Neris)⁽¹⁷⁾ができ、体調を崩した。つまり、

彼は日一日と〔先に死亡した〕もう一人のベルクトルト〔次男〕同様にやつれ始め、そして生後20週目頃には日増しに一層やせ衰え、そして我が生涯において〔これまで〕見たことがない程の衰弱した姿になっていった。

[S.70]

そして1534年8月21日（金曜日）に〔僅か8ヵ月で〕死亡した。この日時は〔曆書では〕23日の日曜日、夕方6時40分、満月に当たる。星座は水瓶座（Wasserer）¹⁸⁾で、さらに盛夏（土用）にも当たる。

四男の遺体は聖母教会の〔地下の、フィンスター・〕グレープトにあるレーム家の墓地に埋葬された。

(7) 第7子〔三女：エリザベート（Elisabeth）〕の誕生

1536年〔55歳〕〔長男：13歳〕〔長女：9歳〕〔次女：4歳〕

1月14日（金曜日）の夜2時すこし前にウルム市で、三女のエリザベート¹⁹⁾が誕生した。この日時は〔曆書によると〕1月16日の日曜日、午前10時、上弦の月に当たる。星座は天秤座（Wag）である。

同日の午後に、三女は聖母教会の聖堂で洗礼を受けた。ゼルボルト・ギーンガー（Selbold Gienger）とマルガレータ夫人（Frau Margaret）

彼女は市長コンラート・ベッセラー（Her Conrat Besserer）の妻であるがそれぞれ教父と教母〔たる洗礼立会人〕になった。

三女は身体も大きく、丈夫で、健康そうであり、敬虔な嬰兒であった。また灰色の瞳をしていた。

神は自らの好みと判断に従いて、自らの一部から立派で敬虔な人間をお作りなされた。アーメン。

（第9章へ続く）

（注）

(1) この語（fol mon）は現代語の満月〔Vollmonnd〕である〔原注299〕。

(2) この一文は67ページの上から11 - 12行目に孤立的に置かれていたが、本文の内容を考慮して訳者がこの箇所に移した。この曆書をめぐる背景については、ジャクリーヌ・ド・ブルゴワン（池上俊一監修）『曆の歴史』、創元社、2001年、78ページ以下を参照のこと。

- (3) この語 (Brichlin) は、現代語の脱腸 (Bruch) の意味である〔原注 294〕。なお、中世時代のヘルニア、とくに脱腸の病状については、H・シュバゲス (大橋/濱中共訳)『中世の医学』、人文書院、1988年の114ページを参照。
- (4) この語 (feftigen Fliss) は、現代語のただれ目 (Triefende Augen) の意味である。この病状は、痛みから目の皮膚をこすって生じる傷が原因である。一種の眼炎 (Ophthalmia、ラテン語での lippitudo) である〔原注 295〕。
- (5) この箇所の訳は、編者 B・グライフの解釈〔原注 296〕に従った。
- (6) この語 (Kindsplaten) は、現代語の天然痘 (die Blattern, —Variola) である〔原注 297〕。
- (7) この語 (Flecken) は、現代語の麻疹 (die Masern) である〔原注 298〕。
- (8) ハンス牧師については、本章「(2) 第2子の誕生」の1527年 (本誌 109ページ) を参照。
- (9) この叙述は、「本誌」第13号 (2004年) の130ページに幾分、詳細に記載されている。
- (10) 私たちは、ここに、ルーカス・レーム3世が事実上、ルター派の教徒になった事を、彼は1522年にすでに〔改宗してはいたが〕、しかし〔この事は〕依然として秘密にされていたのであった 最も明確に示す証拠を手にしたことになる〔原注 300〕。
- (11) 彼はメミンゲン出身で、1540年1月1日に9年間の契約でルーカス商会に雇用された〔第9章を参照〕。
- (12) 司教座聖堂教会の地下墓地は「暗い墓所」と呼ばれていた〔原注 301〕。
- (13) この記述は、手稿では第6子ベルクトルトの後の51葉に記されている。
- (14) 彼は1526 - 38年まで雇用されたランツフト出身の社員である〔第9章を参照〕。
- (15) 彼は1528 - 40年まで雇用されたウルム出身の社員である〔第9章を参照〕。
- (16) 彼は1530 - 40年まで雇用されたアウクスブルク出身の社員である〔第9章を参照〕。
- (17) この語 (Neris) は、「顔面にできた発疹」の意味である〔原注 302〕。
- (18) この語 (Wasserer) は、現代語の水瓶座 (Wassermann) の意味である〔原注 303〕。
- (19) 彼女は1553年〔17歳〕にパウルス・ハインツェル (Paulus Hainzel) と結婚した。また彼女は『ハインツェル・フォン・デゲルシュタイン』(*Hainzel von Degerstein*) を著した人物である〔原注 304〕。なお、夫パウルスは聖アンナ教会のギムナジウムを卒業後、パーゼル、チュービンゲンそしてヴィッテンベルクの各大学で研鑽を積んだ人物であった。そして彼は1568 - 80年にかけて市長職を務め、さらに1559 - 80年には小参事会の構成員をも歴任した。彼は1581年に死亡した。享年54歳。「アウクスブルク都市事典」のハインツェル家 (die Hainzel) の項目 (ASL, S.471) を参照のこと。